

第9回 津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会 議事録

【日時】平成23年4月22日（金） 18:30～20:10

【場所】江戸川小学校 3階 ランチルーム

【出席委員】・津久戸小学校PTA会長 ・津久戸小学校PTA副会長2名
・江戸川小学校PTA会長 ・江戸川小学校PTA副会長2名
・笹筒地区町会連合会代表
・榎地区町会連合会代表 ・榎地区青少年育成委員会代表
・津久戸小学校校長 ・江戸川小学校校長
・教育委員会事務局次長 ・(津久戸小学校前PTA副会長)

【欠席委員】・笹筒地区青少年育成委員会代表

【事務局】 学校適正配置等担当副参事、担当主査2名

【学校】 ・津久戸小学校副校長 ・江戸川小学校副校長

【傍聴者】8名

D委員 第9回津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会を開催したいと思います。最初に、新しい委員の選任があります。津久戸小学校PTAの委員が変わりますので、委嘱状が交付されます。事務局、よろしくお願いします。(事務局より委嘱状を交付)

I委員さんには、前回合意いただいたように、アドバイザーとして引き続きご参加いただきます。

他に、人事異動が二件ほどあります。(人事異動の挨拶)

それでは会長、ご挨拶をお願いします。

F委員 皆様こんばんは。花冷えの中お集まりいただき、本当にありがとうございます。過日、教育委員会でも統合しないということで最終決定になったと聞いております。今日は、このままで終わってしまってよいのでしょうかということから、津久戸小学校にしましても、江戸川小学校にしましても子供たちのよりよい教育環境を整え、江戸川小学校にもっとお子さんが大勢通ってきていただけるようにと考え、ぜひ教育委員会に要望書を提出したいと話がまとまりました。6月にはもう学校説明会が始まりますので、この2回で話し合いを進めていきたいと思っております。節電の中こうして夜間の会合ですので、なるべく効率よく時間短縮して進めていただきたいと思いますと思っております。

大震災から47日と、一か月半近く経つわけですが、まだ被災者の皆様には本当にご苦労いただいております。今こういう時だからこそ、日本全体が手を組んで力を合わせて応援したり、できることを皆でやっていくのだと思います。今無縁社会と言われていますが、無縁を有縁につなげていく、そんな地域づくりができればよろしいかと思っております。その中で一つ大変心に残ったのは4、5日前、日本文学の研究をなさっていたアメリカのドナルド・キーン氏が、今日本から外国の方が皆引き揚げてしまう、そして観光客も寄り付かなくなっ

てしまう、そういう時だからこそ私は日本の国籍を取得して日本に永住したいとお話しなされていたのをテレビで見たことです。本当に今の日本にとって暖かく、力づけてくれる言葉であったかなと思っております。海外からもたくさんの支援をいただき、ご協力いただいておりますので、日本は今皆の力で立ち上がる時であり、もう少し今までのあり方を考える時期だと思います。余分なお話になりましたが、地域づくりも人と人をつないでいく、人づくりというのが一番大切だと思っております。子供たちにもそういうことを育んでもらいたい、地域でも一生懸命その努力をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。本日はいろいろご検討いただきたいことがございますのでよろしくお願いいたします。

D委員 ありがとうございます。それでは、お手元の資料に基づいて議事進行したいと思います。議事の一番目が「要望書の検討について」、二番目が「その他」となっています。最初に会長からお話がありましたように、今日は1時間半、8時に終わることを目途にしています。まず要望書の中身を確認したいと思います。全部で6項目の構成になっています。要望書1ページ目の一番上に「はじめに」、2ページ目の一番上に「江戸川小の児童増のための方策」、5ページ目の上に「両校のよりよい教育環境を整備するための方策」の各項目があり、ここまではある程度の文章案ができています。6ページ目に入りまして、4番目が「今後の適正配置のあり方」、5番目が「統合等検討協議会の総括」、6番目が「おわりに」となっています。この3項目については未だ箇条書き程度で、これから皆さんと内容を検討していくこととなります。この6項目からなる要望書を、今回と次回の二回の協議会で完成させたいと思っています。最初の1、2、3については文章案があるので早めに、目途としては30分程度で95パーセント程度まで詰め、残りの一時間で4、5、6について検討するイメージで進めたいと思います。これから事務局に各項目の内容を説明していただきますが、必要があればメモを取りながら聞いていただきたいと思います。

事務局 それでは「要望書(素案)」についてご説明いたします。まず、この要望書ですが、前回の協議会の結果を受けて、まず事務局で4ページのたたき台を作らせていただきました。そのうえで、各委員の皆様にお渡しし、ご意見があればお送りいただくようお願いしました。我々が作ったたたき台に、いただいたご意見を加えて修正したものが、青字のところの修正点ということになります。したがって委員の皆様が一度ご覧いただいているという前提で、修正点のところだけ簡単にご説明させていただきたいと思います。なお、いただいたご意見等につきましてはできるだけ中に反映させていただきましたので、事務局の方でできないからと削除するようなことはしておりません。

まずは1ページ、「はじめに」というところです。ここはご覧の通り若干修正が入っておりますが大きな修正は特にありません。続いて2ページ目にまいります。「江戸川小の児童増のための方策」というところです。最初の10行程度は多少修正がありました。真ん中に「●」が3つあります。これが下の(1)、(2)、(3)に当たります。また、文が3行追加されております。次が「(1) 学校選択制度等の諸制度の見直し及びその運用の改善」ということで、ここは4行ほど追加が入っております。その次の行は修正が入っておりますが、趣旨が大き

く変わったというわけではありません。(2)(3)はほとんど修正点がありません。3ページの「(4)協議会委員から出された要望」に関してはかなり意見がありましたので、追加や修正が入っている場所が3ページから4ページにわたっております。4ページの下方、「協議会解散後の支援体制の確立」というのは新たに項目が増えたところです。5ページにまいります。〈3. 両校のよりよい教育環境を整備するための方策〉に以下の2点ということで、(1)(2)を「●」で示しています。(1)(2)自体は修正がございません。(3)はもともと参考だったのですが、(3)と項目だてをして、協議会委員から出された要望を記載しています。ここまでが我々がたたき台を作って、委員の方に修正を加えていただいたところです。次は4番です。今後の適正配置のあり方ですが、(4)(5)(6)につきましては先ほど説明がありましたように、空欄のままで皆様にお示ししておりました。その中で、皆様からいただいたご意見をここに載せています。適正配置の考え方という点で1つ、主な視点ということで5つご意見をいただきました。5番の統合等検討協議会の総括についてはまだご意見いただいておりますので、本日の議論でご意見をいただき検討したいと思っております。「おわりに」というところでもご意見をいただいておりますが、また今日の結果を踏まえて作っていく所存です。雑駁ではございますが資料の説明は以上です。

D委員 ありがとうございます。それでは一つずつ確認していきたいと思います。「はじめに」のところを最初から読み上げます。『津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会では、両校の統合の必要性の有無等について平成22年8月より協議を行ってきました。その中で、協議会が長期化するほど、両校の保護者や子どもたちの不安や、江戸川小の児童数が減少するリスクも高まることから、早期に統合の必要性の有無について合意形成を図ることが必要であるとの共通認識を持つに至りました。この共通認識のもと、統合した場合としない場合の課題やその改善策等について検討した結果、平成23年3月15日の第8回協議会において、下記の合意に至りました。』

合意文は既に決まっているところなので飛ばします。『上記の「統合の必要はなくなった」という合意にあたっては、合意文にもあるように、「江戸川小の児童数が増加傾向で推移していくための方策」と、「両校のよりよい教育環境を整備していくための方策」をセットで提言し、その実現を図ることが委員間の共通理解となっています。そこで、引き続き協議会でこれらの方策を協議し、この度、要望書として教育委員会に提出させていただくことになりました。こうした問題意識のもとに、以下のとおり、江戸川小の児童増のための方策と両校のよりよい教育環境を整備するための方策に関する具体的な要望例を列挙しました。実現困難なものもありますが、要望の趣旨を鑑み、できる限り反映していただきますよう要望します。』

2ページ目に移ります。『〈2. 江戸川小の児童増のための方策〉 江戸川小の通学区域内の未就学児は、平成21年度から3年連続で増加し、過去20年間の間で現在が最も多くなっています。また、津久戸小を含めた隣接校における未就学児も増加しています。このため、各校の普通学級数などを勘案すると、江戸川小においても、通学区域内の児童が入学する割

合が高くなっていくものと考えられます。通学区域内の未就学児の増加と、入学する割合が高くなることにより、江戸川小の児童は増加する可能性が高まっていると言えます。しかし、江戸川小の通学区域内の未就学児の増加を確実に江戸川小の児童数の増加につなげていくためには、学校・保護者・地域の努力とともに、教育委員会として具体的な対策を実施していただくことが不可欠であると考えます。なかんずく、直近の平成24年度の入学者を増加させていくための制度的対策を早急に実施し、通学区域外への児童の流出傾向を改善したうえで、中期的視点を踏まえた対策についても検討していただくことが重要だと考えます。こうした考え方のもと、次の3つの視点に基づいた対策を講じていただきますよう強く要望するものです。●学校選択制度等の諸制度の見直し及びその運用の改善、●子育て支援施設の併設、●特色ある教育活動への支援。また、学校適正配置の状況と今後実施される諸対策につきまして、「広報しんじゅく」「しんじゅくの教育」「学校案内」などの広報媒体を通じて、区民の方々に広く、迅速に、正確にお伝えいただきますようお願い致します。』

I委員 上から2行目の「また、津久戸小を含めた隣接校における未就学児も」というところなのですが、より正確にいうと通学区域内のことですよね。津久戸小を含めた隣接校における。

D委員 「津久戸小を含めた隣接校の通学区域内における」ということですか。

I委員 そうです。そのほうが適切かなと。

D委員 「また、津久戸小を含めた隣接校の通学区域内における未就学児も増加しています。」と
するご提案ですが、ご意見ありますか。

K委員 そちらのほうが、日本語的に正しいと思います。

D委員 それでは、「隣接校の通学区域内における」に修正したいと思います。

K委員 もう一つですが、3行目の「各校の普通学級数」は「普通教室数」のことですよね。

D委員 事務局としては「普通教室数」でよろしいでしょうか。

事務局 すみません、ばっちりです。

D委員 「普通教室数」に修正したいと思います。よろしいでしょうか。

F委員 ●の3つのところの真ん中で「子育て支援施設の併設」、これに括弧として「子ども園」ということは入れられないでしょうか。

D委員 「(子ども園の設置等)」ということですね。

F委員 やはりこの学校のお子さんを増やすには子ども園が一番適切かなと。

D委員 「子ども園の設置等」という表現が他のところでもありますが、括弧書きで例示するのも一つの手かと思います。皆さんご意見ありますか。

I委員 賛成です。

K委員 私からご意見を申し上げるつもりはございません。この間の議論ではあまり制約せずに広く書いた方がよい、ということだったと思います。

D委員 議論を制約するというよりは、イメージを膨らませるためのヒントを加えるという趣旨だと思います。

K委員 趣旨という意味ですからそれは構わないだろうと思います。

D委員 これまで、3つの修正提案がありました。「隣接校のあとに通学区域内の文言を入れる」、「普通学級数を普通教室数とする」、「子育て支援施設の併設のあとに括弧書きで子ども園の設置等を入れる」の3点です。

続けます。『(1) 学校選択制度等の諸制度の見直し及びその運用の改善。江戸川小の児童増を確固たるものにするためには、学校選択制度をはじめとする諸制度の見直しやその運用の改善が欠かせません。たとえば、選択希望者の受入れ人数に上限を設ける、選択できる隣接校に条件を設けるなどの思い切った対応策が必要と考えます。また、平成24年度に入学する新1年生にかかる学級数を設定する際に、たとえば市谷小や早稲田小の募集を2クラスにするなどの方策も有効と思われます。翻ってみると、このことは、江戸川小だけでなく、市谷小や早稲田小の教育環境の向上にも資することになると思われます。協議会としては、最重要課題として、学校選択制度の見直しや運用改善などを至急実施するなど、制度的な観点からの対策について強く要望するものです。』

補足ですが、たとえばのあとの「選択希望者の受入れ人数に上限を設ける」という表現は、新しく入れたものではなく、下段にあった表現を上段にもってきて、表記の順番を変えたものです。

N委員 「選択できる隣接校に条件を設ける」というところの意味がよく分からないのですが。

D委員 具体的には、3ページ目の中段にある「隣接校の中でも、通学区域内の学校より通学距離が短い学校のみを選択できる制度にする」などの制度変更を指しています。

N委員 そのようなことをつけるという意味ですか。

D委員 あくまでも例示です。絶対にそうしてください、というよりは、こういう方法もありますという参考事例の提示です。趣旨としては、地域の子どもたちが地域の学校に進学するための方策を検討いただきたいということです。よろしいでしょうか。

N委員 はい。

D委員 では「(2) 子育て支援施設の併設」に移りたいと思います。表題については、先程同様、括弧書きで子ども園の設置等という表現が入ります。『小学校を選択する際に、保護者は「通学の安全や距離」「学校の規模」とともに、「友人関係」を重視する傾向があります。その意味で、小学校に子ども園など何らかの子育て施設が併設されていれば、そこで培った人間関係をベースとして、入学児童数の増加につながっていく側面もあるものと考えます。たとえば、学童クラブが移転した後の空きスペースを活用した子育て支援施設を設置するなど、実現可能な対策を要望するものです。』

続けます。『(3) 特色ある教育活動への支援。(1) では制度的な改善、(2) では施設面の改善を要望いたしましたが、学校そのものに魅力がなければ、児童数の増加傾向が継続することにつながりません。江戸川小では、これまでも近隣商店への弟子入り体験や、英語活動に力を入れるなど、特色ある教育活動を実施してまいりました。各学校の特色ある教育活動を推進するのは学校長の裁量によるところはありますが、教育委員会としても、江戸川小の環境を活かした学校づくりを全面的に支援し、より魅力ある学校となるよう、また、そ

の魅力をも効果的にPRできるようにバックアップしていただくことを強く要望いたします。』

更に続けてよろしいでしょうか。よろしければ続けます。「(4) 協議会委員から出された要望」。この要望書作成の検討の際には、協議会委員の率直な意見を集めるために、自由に発言をしていただきました。その一例として、下記のような意見が出されましたので、参考にいただければと思います。『○学校選択制度などの制度変更 ・「学校案内」の改訂 具体例としては（「学校案内」の冒頭で通学区域の重要性を謳う。学校説明会で各校長が口頭で説明している具体的内容を盛り込むなど、各校の特色がわかるような記載をする）など。 ・大規模校と小規模校の格差是正 具体例としては（受け入れクラス数を調整し、各校の児童数のバランス化を図る）など。 ・学校選択制度の部分的または全面的な見直し 具体例としては（原則として通学区域の学校に行くこととし、指定校変更については厳格な理由を要件とし、面接などの確認プロセスを採用する制度にする。隣接校の中でも、通学区域内の学校より通学距離が短い学校のみを選択できる制度にする。通学区域外への転出数、通学区域外からの転入数に制限を設ける）など。 ・地域及び通学区域の重視 / 通学における安全性の確保 具体例としては（地域と通学区域でより緊密な関係が図られるように通学区域を見直す。区立小学校の多くは緊急時の「避難所」に指定されており、大規模災害に備える観点からも、地域の子どもたちが地域の学校に通学する制度を模索する）など。 ・緊急措置としての特例的対策 具体例としては、（学校選択制度の一部変更を、牛込地区のみを対象に、H24年度から先行実施する。年度途中の学校変更についても、受入児童数に余裕がある学校であれば柔軟に対応する）など。 ・大規模校の受け入れ枠の調整（在校児童 500 名超の大規模校については、通学区域外からの選択希望枠の設定を最小限に抑える）など。』

続けます。『○江戸川小における未就学児の居場所づくり（子ども園の設置等） ・江戸川幼稚園と東五軒町保育園をこども園（分園型）として再編成する ・空き教室または学童クラブ移転後のスペースを利用した未就学児童のサークル活動・待機児童対策を実施する。例えば、緊急措置として、「つるまき園」に準じた施設を開設する（以下つるまき園の説明です）。 ・学童クラブ移転後のスペースを、子育て支援施設にする ○江戸川小の環境を活かした学校づくりへの支援 ・人数学級モデル校への指定（1クラス 15名、各学年2クラス限定など） ・子ども広場モデル校への指定。弟子入り体験、英語、算数、パソコン、スポーツなどのモデル校への指定 ・少人数指導教員の配置 ・HP支援員の配置（ICT支援員とは別に） ・特色ある活動をするための特別予算の計上（申告制にして、認められれば財政的支援を行うなど） ・コミュニティスクールの指定。新たなる学校の特色づくり（帰国子女を呼び込む、中国語を取り入れる、理科の研究に力を入れるなど） ・公立インターナショナル校への改編（新宿区のインターナショナル校として帰国子女や外国籍の児童を積極的に受け入れる）。 ○協議会解散後の支援体制の確立 ・特色ある教育活動を有効にPRするため、HP支援員など、PRのための予算・人員を配置する ・児童数の継続的増加を目的とした学校ボランティア組織を作り、その活動について、教育委員会も行政的支援をする（学校ボランティア組織：PTA、卒業生、町会青年部・婦人部、ボーイ・

スカウト、ガール・スカウト等のボランティアを想定) ・協議会要望事項のフォローアップ機関として行政と協議・連携できる組織をつくり、江戸川小の児童数が150名に回復するまで、諸施策の効果の確認、善後策の検討などを定期的に行なう など
・引き続き事務局にて経過観察をする(中期的視点として10年程度の見通しを持っていることから、その進捗状況を定期的に報告する) など。』

ここに列挙された意見については、本来議論があるところだと思います。江戸川小PTA会長である私が見ても、幾分江戸川小よりの意見が散見されます。ましてや、江戸川小以外の方から見たら、少し偏った意見に映るものもあるかと思いますが。ただ、思いとしては、単に足元の未就学児が増えているからといって、江戸川小の児童数がそのまま自然回復するわけではない。今後、自分達としても児童数増加のために努力を続けて行くが、行政にも是非ご支援いただきたいことがあるという強い思いから出された意見です。出された意見通りに進めてくださいということではなく、各意見にある背景をご理解いただきたいと思います。それでは、修正提案はございませんか。

F委員 「少人数学級のモデル校への指定」というのは、15人ずつの2クラスよりもやはり1クラスでいったほうがよいのではないかという思いがあるのですが。

D委員 趣旨は、少人数の学校でも、人数に応じて教育環境を整備する方法がないか検討・提案したいということにあります。教育委員会の指針の一つにクラス替えができる環境の整備がありますが、1クラスの人数が35名だと30名の児童ではクラス替えができません。1クラス15名なら、30名でも2クラスとなり、クラス替えができます。江戸川小の児童数の現状と、教育委員会のクラス替えができる環境の整備という指針に整合性をもたせるための一つのアイデアです。

B委員 国では35人という限定枠がある中で、たとえば江戸川小で30名いたら15名ずつに分けるということは考えられるのですか。学校の特色という中で、15名ずつで2クラスにしたいということを教育委員会として認めるのですか。

K委員 教育委員会の立場としては、一つ一つのことについて言うと要望書の意味がなくなってしまうと思うので、意見を申し上げるつもりはありません。要するに、最後には趣旨を踏まえて最善のことをやってほしいというのが要望書の趣旨だと思っています。

D委員 参考として教えていただきたいのですが、区費教員の採用など区に財政的余裕があれば、制度的に、教育委員会の裁量で15名学級の実施は可能でしょうか。

K委員 一つは東京都がどう考えるかということです。教員の配置は東京都に人事権があります。そこで人事権を市区町村に下ろしてほしいと言っていますが、今のところそうなっていません。東京都がそういう判断をすると、市区町村の判断としてそういうことも可能です。

J委員 いままでいろいろな要望がありますが、最短でたとえば来年度から実施できるという可能性も少しはあるのですか。それが長引いてしまとなかなか増加にはつながらないと思うので、一刻も早く新しくできることが必要になってくると思うのですが。

K委員 ものによるのではないのでしょうか。一概に言えないと思います。

D委員 すぐにできることもあるし、時間がかかることもあるということですね。

A委員 確認になりますが、(4)の要望は意見ですよ。この中には効果がどの程度あるかが皆さんの共通認識になっていない部分もありますし、提案同士が背反するものもあるように感じますが、それはそれぞれ皆さんが思って書いたことと理解しています。1番や2番については概ね合意を得たこととして書かれていると思うので、そういう意味では1番や前文の、24年の入学者を増加させることがとても大切だということが、強く伝わる文章にすべきだと思います。それと、同意として強く言っているのは前文から1、2、3までだと思いますから、そこがこういう盛り込み方でよいかどうかです。特に1番については学校選択制について江戸川小がどう考えているのかという部分ではありますが、学校選択制の是非についてまで議論しているわけではありません。だから、江戸川小学校の状況を来年度の効果として見るためには、限定的でもよいから変えなくてはいけないということでここに書かれています。そう理解していることを確認したかったです。

D委員 今のご意見について、皆さんいかがでしょうか。「江戸川小の児童増のための方策」の中に(1)、(2)、(3)、(4)と4つの項目があります。(4)は皆さんからいただいたご意見であり、必ずしも皆さんの総意になっていない部分もあると思います。一方、(1)、(2)、(3)は要望書の中核部分であり、その意味では皆さんの総意に基づいている必要があります。(1)、(2)、(3)についてA委員さんの考えに基づいてご意見・ご感想がありませんか。

今すぐご意見をいただくことが難しいようでしたら、後で再確認することにして、先に進みます。5ページ目です。『<3. 両校のよりよい教育環境を整備するための方策> 統合しないこととなった場合の課題として、両校の施設の老朽化への対策とともに、津久戸小の普通教室の確保という課題があります。施設改修には多額の費用がかかるため、ただちに実施することは困難かもしれませんが、現状の施設をよりよくし、かつ教育の質を落とさないためにも、以下の2点を要望いたします。●延伸されていた修繕計画の早期実施、●津久戸小の普通教室等の確保。(1)延伸されていた修繕計画の早期実施。平成20年度に統合対象校となった結果、本来であれば中長期修繕計画に基づいて行うべき修繕が、緊急性の高いもの以外については延期されていると聞いています。両校とも、場所によっては雨漏りが発生するなど、施設面においては早急に対応してほしい箇所もあります。統合しないという決定がなされた以上、延伸されていた修繕計画の早期実施を強く要望します。』ここまでで、いかがでしょうか。

F委員 やはりやっていただかないと。

D委員 更に続けます。『(2)津久戸小の普通教室等の確保。津久戸小では、通学区域内の未就学児は0歳～1歳を中心に大幅な増加傾向となっているうえ、35人学級が導入されることにより、数年後の普通教室の確保が懸念されます。一方では校地面積が狭いことから、プレハブの設置などは行うべきではないと思われまます。従いまして、目先のことだけではなく、中期的な視点を踏まえた普通教室の確保策について、早いうちから対策を講じることが重要であると考えます。今年度中に、中期的かつ具体的な改善計画をお示し頂くことで、未就学児

保護者等の安心感にもつながると考えます。また津久戸小の特色ある教育に支障が出ないよう、特別教室の確保についても、教育委員会としての配慮を要望します。』

続けてよろしいでしょうか。『(3) 協議会委員から出された要望。協議会委員の率直な意見の一例として、下記のような意見が出されましたので、参考にいただければと思います。 ○両校施設の老朽化対策及び普通教室の確保 ・短期的には、両校の施設の改修計画を策定・実施する ・中長期的には、両校の建て直しを検討する ・隣地を取得し、校庭の拡張を図る ・江戸川小におけるハード面の魅力を図る（校庭の緑地化、体育館の拡張など） ・中長期修繕計画の延伸による不具合が他にないか、改めて施設調査を行う。』

体裁についてですが、協議会委員から出された要望を箇条書きにまとめる際、インデントの位置を工夫するなど、項目と具体例をもう少し分かりやすくしていただけると有り難いと思います。

1、2、3まで駆け足で読みました。概ね皆さんのご意見をいただいたと思いますが、先ほどのA委員さんのご意見のところが残っています。各委員の意見と協議会としての総意がしっかり区別された文章になっているかもう一度ご確認いただければと思います。

M委員 戻りますが、3ページの2(3)「特色ある教育活動への支援」の最初の2行ですが、「学校そのものに魅力がなければ、児童数の増加傾向が継続することにつながりません」という文章が否定と否定の文になっています。これを「学校そのものに魅力があることで」「児童数の増加につながる」など肯定と肯定の文章にしていきたいです。

D委員 「(1)では制度的な改善、(2)では施設面の改善を要望いたしましたが、学校そのものの魅力を伝えることにより、さらなる児童数の増加が期待できます」。皆さんいかがでしょうか。

F委員 その方がよいです。

D委員 私も否定的な文章より肯定的な文章のほうがよいかと思います。具体的な文章についていかがでしょうか。「学校そのものの魅力を向上し、効果的に伝えることにより、児童数の増加が期待されます」という趣旨で、若干のてにをはは事務局に直していただくことでよろしいでしょうか。

M委員 もう1点ですが、(4)は各委員から出された意見ということで、先ほどA委員さんもおっしゃっていたように、この中で合意されて出ていることではありません。たとえば江戸川小の環境を活かした学校づくりの支援の中で、学校としてこれは取り組めないという内容もかなり含まれていますし、このことではなく別のことに取り組んでいるというのがあります。だから、これは意見ですということがはっきり伝わるような表記があるとよいと思いました。大きい丸のこの3つについては、それぞれが出した意見だということが伝わる表記があるとよいです。

D委員 「一例として、下記のような意見が出されました」という表現では弱いということですか。

M委員 それが伝わらないで、ここに書いてあることをやりたいのかと読み取られかねません。

インターナショナルにしてほしいというような考えをもっているわけではなく、そういう方法もあるというご意見もいただいた、ではそれも考えの中に入れましょうということなので、そのことが伝わる表記をしていただきたいと思います。

D委員 委員の意見にはいろいろなものがあり、その中には、できることとできないことがあります。そのすべてを要望として求めているわけではありません。それが分かる表記にしたいということですね。

I委員 (4)の始めの3行は、それとなく自由意見であることが出されていると思いますが、ここをさらにもう少し伝わるように明記して、意見を集めましたという、必ずしも同意を得たものではないということまで書いた方がよいのではないかと。

J委員 「(4)協議会委員から出された要望」の次に「(一例)」と入れてはどうですか。

D委員 (4)の記述が2ページにわたり長くなっているのが、全体をきちんと読まない、どこまでが委員の個人意見なのかよく分からないということですか。

I委員 ボリュームがありますし。

D委員 4ページ目だけ見ると誤解が生じる可能性がある。3ページ目からつながっている一纏りの文章だと分かるようにしたいということですね。

K委員 たとえば1(1)①などとすれば内容だ、内訳だというのが分かるようになります。

D委員 そのようにすれば分かりやすいですね。詳細は事務局にお任せしてよろしいでしょうか。

事務局 事務局としては、そのようなご意見をいただいた方に、作ったあとまず見ていただき、最後には皆さんに見ていただくような形でよろしいでしょうか。

D委員 それでは、1、2、3を9割5分程度までを詰めることを目標に進めたいと思います。文章の体裁などは、次回の協議会で検討することも可能です。1、2、3についていかがでしょうか。

E委員 質問ですが、4ページの最後の行「引き続き事務局にて」という一文がありますが、この事務局は現在設置されている教育委員会の事務局ということですか。その流れの中で、最後の文章で定期的に報告するとなっているのですが、どこに報告するのですか。

D委員 差し支えなければ、ご提案いただいた方に提案のイメージをお話しいただけるとありがたいのですが。

事務局 いただいたご意見には「定期的に教育委員会に報告する」と書かれていたのですが、お配りした資料には「教育委員会」の記述を漏らしてしまいました。

E委員 では、この文章では事務局が経過観察をし、出された要望が実施されているかなどを、教育委員会において検証するということになるのでしょうか。たとえば要望が多数出されたのにまったく実施されていない、というような話が教育委員会の定例会で出てくるといったように、いわゆる検証機関が教育委員会に委ねられるということでしょうか。

D委員 これは委員意見の一つですので、どういう意見を示したいのかその趣旨を明瞭にすることが大事で、それがそのまま実現されるかは別次元の話になると思います。

I委員 私が出しました。原文を読みます。『今回の津久戸小・江戸川小のケースのように統廃合

以外の方法で課題が解決するという事になった場合は、協議会が解散しても課題が解決するわけではないため、引き続き事務局にて経過観察をしていただけるようお願いしたい。折しも4月より名称変更され、学校適正配置等担当となった部署内にて中期的視点として10年の見通しを立てていることから、同程度の期間、両校かつ地区全体の課題解決の進捗状況を定期的に教育委員会に報告することを希望するものである。』こういう一文を提案したので、そこを簡潔に要望としてあげてくださったのではないかと思います。

D委員 協議会を解散しないで、引き続き残して経過観察する、という趣旨ですか。

I委員 それは特にここには入れておりません。

K委員 教育委員会がしっかり見守ってほしいという趣旨ですか。

I委員 やはり教育委員会と事務局があって、こういう現場があるので。教育委員会の方に事務局を通さないと情報が入っていかないので、ここでいろんな要望を出しても、それがどのように活かされていくか、短期的視点はどのように来年度に向けて実行されていくのかということに関しては、協議会のメンバーとしては委ねる形になります。通常のルートでしたら事務局に報告という形で出したり、教育委員会から指示が下りたりといったものがあると思います。私たちが陳情しても、前の経験からするとなかなか意見として入りづらいです。また、対策まで結びつかず時間がかかってしまいます。そこで、このまま事務局に案がどのような部署に行き、実行されているかを説明していただくといった対策を確立してから協議会解散なのかなど。一つの意見として出させていただきました。

D委員 その一つ上にある提案との違いは、協議会が解散したあと別のフォローアップの組織を作るのではなく、事務局がフォローアップする体制にするということですか。

I委員 今一番身近に考えられるのはそうだと思います。話し合った結果フォローアップ機関が必要であったり、可能であったりすればそうなるのかもしれませんが、私はそこまでは申ししておりません。実現可能かどうかというのが一番大事だと思いますので。

E委員 協議会は閉じられることになるんですが、10年というスパンは皆さんの中でも心配なことの一つだと思います。できることならばこの協議会のメンバーの中から1人でも2人でも検証の役目を引きついでくださる方を出していただいて、見守ってくださる方が残っていたらと思っております。

D委員 それを委員意見として新たに付け加えましょうか。

E委員 私はそう願いたいのですが、皆さんの意見はどうでしょうか。

D委員 (4)は皆さんのご意見を列挙する項目ですので、統一して一つの意見にする必要はないと思います。ただ、各意見が明瞭・簡潔に記載されている必要があると思います。もし、載せたいご意見が未だあるようでしたら、(4)に記載するのも一つの方法だと思います。

F委員 これは意見であって、教育委員会にこちらから要望書を提出しても、必ず実施されるということではないのですか。そこを検証するというのはどうでしょうか。

B委員 10年間というのはちょっと長いかなど。こういう協議会という組織ができていて、解散したあとでも2、3年様子を見ようという立場ならよいですが、10年となると少し難しいと

思います。

F委員 最後の方に、教育委員会として誠意ある対応をお願いしますなどという一文を加えるというのはどうなのでしょう。

N委員 I委員さんの原文の意見を聞かせていただいてよく分かったのですが、経過観察は絶対していただきたいし、どこかに現在の状況をあげていただきたいという気持ちはもちろんあります。しかし、状況だけではなく、たとえばこういうことをしたが江戸川小の人数が思いのほか伸びていませんという報告を受けて、それで終わりではしょうがないかなど。では、どうすればよいのかというところまで考えてほしいです。150人というラインまでもっていくかどうかについては議論があると思いますが、今の人数では駄目だということは皆さん思っているわけで、その中で経過を観察してただ報告するという機関だけでよいのでしょうか。結果が出なかった場合、さらにどうすればよいのか考える機関が欲しいです。順調に人数が増えていけば報告だけでよいですが、増えていかなかった場合のフォローアップを考えてくれる機関が欲しいなど。協議会が解散した後に新たに作り直すことができるかと考えると、この中でということにこだわらないとしても、何か教育委員会か、学校関係者か、地域の方か分からないけれども、見守りつつ、成果が上がらなかったときにどういう手を打つか考える機関が存在しないのは、今何も始まっていないので不安です。

B委員 それを続けるには、ここで謳ってしまうと、このメンバーでずっと続けていくということにもなるのではないのでしょうか。プラスの面で考えればよいのかもかもしれませんが、組織作りとなると難しい問題です。

J委員 教育委員会事務局のような機関の方たちが一番教育のことを分かっているわけですから、そういう方たちの中で組織を作っていただいて、なるべく人数が増加するようになっていくのが一番よいと思います。一般の私たちが考えるよりも、先生が入るなど、学校に携わっている方の組織が作れたらうれしいのですが。それは難しいですか。

K委員 教育委員会というのはそのようなことをやるための組織だと思っています。

D委員 組織というと大げさに聞こえますが、2～3人のグループでフォローアップするという考え方もあります。たとえば江戸川小から1人、津久戸小から1人、教育委員会から1人選出し、定期的に情報交換するなどいかがでしょうか。

I委員 一番大切なのは早期解決だと感じているので、私たちがまた何か月も話し合うよりも、それが一番しやすい教育委員会や事務局、関係者のJ委員さんのような方が集まって、経過観察などをしていただきたいです。目標値を設定し、達成できなければ違う方法をとるなどして、少なくとも6年はやっていたらいいかなと。増えないからといってまた協議会を設置するのは振り出しに戻ってしまうので、そういう経過観察の仕方をしていただきたいと思いません。

B委員 事務局も、教育委員会の方々も、こういう時期だから熱心にやってくさっていますが、やはり組織というのは変更があります。4年に1回ぐらい変わってきます。そしてまた、事務局で誰かが変わっていきます。ずっと受け継いでくれればよいですが、人が変わると我々

が思っている以上に形が変わってしまいます。そこを継続的に行うことを強く要望していくべきなのかもしれないけれど、まず難しいです。

K委員 行政に対してそのようなご批判はよくあります。実際そういう場合もないとは言いませんが、少なくとも適正配置は平成4年に答申を出す以前からあり、教育委員会にとって一つの大きな仕事です。すべて記録をとっております。特にそういう大切な部分についても必ずとっています。いまだに答申の記録を見ることがあるわけですから、その点についてはご心配をいただかなくてもよいかと存じます。また統合が必要かどうか、こういうことをやっても増えないのではないか、というようなことを考えることが私どもの本来の仕事でございますので、それは書いていただいても結構です。特別の組織ということで、10年にするか5年にするかという議論はありました。5年にするると短すぎ、10年にしないと安心して入ってこられないと。ただ、あまり正確に10年などというようにやらないほうがよい気がするのですが。

D委員 今の議論は、4、5、6の議論につながる話かと思えます。4、5、6の議論の中でさらに深掘りしていきたいと思えます。いかがでしょうか。

1、2、3については9割方できたかな、という気がします。文言と体裁の修正を、5月の端午の宿題にしたいと思えます。

では、4、5、6を一つずつ見ていきます。4番、「今後の適正配置のあり方」について、いただいた意見を読み上げます。『「適正配置の考え方」。本来適正配置という問題は、統合という方法をとる前に、教育委員会として行政の範囲内において、可能な限りの解決策を探ることが第一である。今後同様なケースがあった場合には、ぜひそのようにすすめていただきたい。それでもなお解決が図れず、統廃合を検討するとなった場合は、最初から一貫して教育委員会主導のもとに進めていくべきである。いわゆる「新宿方式（両校の在校生の保護者に統合協議会設置の可否を問う方法）」は、統合の是非について、現役の保護者に判断を委ねているのと同じといっても過言ではない。保護者、特にPTA役員には想像以上の負担となっているのが明らかである。 ●H4年答申、H14年学校適正配置ビジョン等の再検討。特に、H14年学校適正配置ビジョンにある「21校体制」の再検討について。 ●施設規模に応じた適正な児童数の算定。また、区立学校各校の適切な施設規模の確保について（積極的な隣地購入による校地・校庭の確保など）。 ●防災体制から見た小学校の地理的配置と児童数の適正化について。（防災対策から鑑みた小学校の適正規模、適正配置・安全対策から鑑みた地域の学校に通学することの重要性） ●大規模校を対象にした学校適正配置の議論について。大規模校のPTAや教職員へのヒヤリング・要望事項の洗い出し等があってもよいのではないか。 ●区立学校における「特色ある学校づくり」の必要性。新宿区全体としての教育環境の向上・均等化を図る方向性が望ましいのではないかと。（H14年学校適正配置ビジョンの再検討）』。トピックスとして幅がありますが、どのようにまとめていくか、これまでの議論を踏まえて気づいたことがあれば教えていただきたいと思えます。

H委員 今回の地震のことで、防災体制というのを目の当たりにしてここでも言わせていただい

ていますが、そういう時の対応には、地域の子が地域に近いところに駆け寄ってくるのが親からすれば安全で安心なので、そういう目から適正配置を見た方がよいのではないのでしょうか。公立の学校ですので地域に根付いた特色づくりは大事だと思いますが、特徴ある学校づくりをPRしていること自体は本当に必要なのかという気がしています。そもそも、かえって選択制があることで保護者が混乱したりということもありますので、安全面は大事ではないかと思います。

D委員 安心・安全という視点と、特色ある学校づくりが本当に必要かという視点ですね。

A委員 今までは、大きく考え方の部分と決め方の部分との話があったので。考え方の部分はやはり平成14年の再検討から10年経つということで、世の中の状況、新宿の状況が大きく変わっている中で、いろんな観点でもう一度再検討いただきたいと思います。一方決め方のところでも負担ということがありますが、新宿方式が本当によいのかについてはネガティブな意見ですので、大きく2つに分けて書いた方がよいです。4と5については5に何を盛り込むかによっては5の方に移した方がよいかもしれません。

D委員 確かに4と5については密接な関わりがあります。いろいろなアイデアをいただきながら、4と5の書き方を判断していくことでいかがでしょうか。

F委員 教育委員会主導のもとに進めていく場合、皆さんが、それはごもっともですと納得していただけるかという、それは絶対にはないと思います。やはりそのときは保護者の意見を聞いてほしい、ということが必ず出てくると思います。そういうことで簡単にここをくくってしまってよいのかなど。

J委員 ただ、PTAが決めなくてはいけないときに、必ず賛成と反対が出てきます。そうすると保護者同士が、喧嘩というわけではないのですが、亀裂が走るという可能性もあると思います。PTA会長のまとめ方によって、うまくいく場合もあるかもしれませんが、そこで納得いかないという場合もあることを考えると、とても重いと思います。今のやり方ではなく、もう少し考えていただかないと、今私たちが行っている適正配置の結論の出し方は、PTAとしてはとても苦しいです。

D委員 その一方で、地域や保護者の意見を聞く場が全くないと、地域や保護者を関与させるべきだという逆の意見が出てくるだろうと思います。そのバランスをどうとるかについては、考える余地があります。教育委員会主導で全部進めてしまうと、あとでPTAの意見を聞いていないという意見が出るでしょうし、PTAの「統合やむなし」の合意がないと統合できないとなると、PTAとしてその合意を得るのは相当の力仕事であることも事実です。

A委員 10年前がどうだったのかは分かりませんが、当時よりPTA会長の力というのは落ちているのではないのでしょうか。逆に言えば、保護者の皆さんが意識を高く持っているような発言をされるようになっていく中では、結局多数決をせざるを得なくて、PTAに投げ、そこで投げたものを埋めるということになります。しかし、それはあまり意味がないような気がします。意見を十分吸い上げるという作業は必要かもしれないけれど、基本的には意思決定の執行を含め、教育委員会の方にもっと責任をもってやっていただけた方が、やりやすいし、

責任も擦り付けやすい。その方がよいです。

J委員 総会となると、PTA会長が責任者として総会を開いて決を採ることになるので、会長の責任で持っていくような形になるのですが、教育委員会が決を採る形になると、また違うのではないかと思います。今回決を採るときに、PTA会長としての責任の重さをとても感じました。

K委員 どちらがよいというわけではないのですが、22年2月に富久小のアンケートを教育委員会で実施したときには、教育委員会のやり方は信頼できないというご意見もありましたので、それはどちらにしても難しさがあると思います。ただ、PTA会長をはじめ役員の方々には非常に大きな負担をおかけし、また地域の方にも大きな負担をおかけしたと思っています。会長がおっしゃったように教育委員会は我々の意見は聞かないと皆さんおっしゃってきたのではないのでしょうか。初めから結論はこうです、説明はしますがこうしますとって皆さんご納得されますか。そのあたりは少し難しいところだと思います。

B委員 以前、牛込原町小で統廃合があったときに、牛込仲之小のほか余丁町小などにも流れてしまいましたが、正直あのときは教育委員会が主導するような形で、割とスムーズに行きました。ただ、やはり後から、あんなことやこんなことを言いたかったといった話がありました。でも、語弊があるかもしれませんが、教育委員会が強い力を示してもらわないと、長い間続いてしまうので、そうするとPTA会長や役員の人たちなどの負担が重くなってしまいます。結果がどうなるかという判断は分かりませんが、強い力で、こういう方法しかないんだ、とした方が、異論は多少出るとは思いますが、かえってサバサバするのではないのでしょうか。

E委員 おっしゃることも分かりますし、江戸川小の方々も決を出されるときに胸の痛む思いをされたと思います。ただ、全国的に学校の教育環境を地域も一緒になって作るという形ができつつあるのが現状です。今回時間をかけて私たちがここで話したことというのは、たとえば私たちの娘が母になっても、この学校に行かせたいという夢を持った学校づくりにつながっていくのではないかと思います。だから、苦労を軽減するために強い力で決めてほしい、と言われてしまうと、この地で子どもたちを育てていく私たちにとっては不安が残ってしまいます。PTAがここで本当に苦労して、もう二度とこんな思いはしたくないという思いを抱いている方がどれだけいるかは分かりませんが、少なくともこのような形で話せたことを、私は本当に良かったと思っていますし、教育委員会に全て委ねてしまうのは不安が残ります。

H委員 私も、これが苦労ではなく、自分ではよい勉強になったと思っています。今このように話している時間ももったいないような気がして、それをさらに次のステップに活かすことを詰めていきたいと思っています。

A委員 ただ、どこかでまた別の学校で、同じ話が起きるかもしれません。

H委員 だからこそ、平成4年の答申や平成14年の学校適正配置ビジョンなどを、ぜひ再検討していただくことを強く要望したいと思っています。

A委員 一方で適正配置の決め方についても、ここで総括しておいたほうがよいと思います。こ

れはいったい誰が決めることなのか、ということです。もちろん、いろんな方が意見を言う場は大切で、それはどんな組織でもそうだと思いますが、いっぱい意見を言い合っても、最後はどちらかに決めることであって、それがあやふやというかP T A側に決めなさいという事は、決め方の理屈としておかしくないですか、ということをおし上げておきたいです。

K委員 一つだけよろしいでしょうか。教育委員会としては、教育委員会の責任で統合を実行します。これはいままでの説明会でもお話をしていますが、子どもたちの教育環境のためには、ある程度の規模が必要です。そのために教育委員会では統合が必要だと判断し、この学校とこの学校が統合することが一番よいのではないのでしょうか、ということです。ただ実際に皆さんが納得したうえで行いたいと思っています。なかなか保護者の皆さんのご理解がいただけないとき、反対が大勢の中で強行することはしませんが、ご納得いただけるまで私共は何度でもお伺いします、というスタンスです。従って、今回反対されたからやめるということでは全くなく、あくまでも状況の変化があったため、それを受け止めたということです。そういう意味で、教育委員会の責任で最終的な判断をし、これまでもずっとそのようにやってきました。

A委員 そのようなご説明は何度も聞いているので解っていますが、実態というか、受けている感覚としては全く違う、ということはお理解いただきたいと思います。次のステップかもしれませんが、「統合等検討協議会」とした時点で、譲歩を重ねたわけです。統合協議会を作るのであれば、統合をやると決めて作るのが普通なのに、そこでまた、この場に委ねたわけです。そのような元々の考え方として、「統合等検討協議会」となった時点でも、どこまでいっても最終的には意思決定をされていなかったなという感覚を非常に強く感じました。ご説明はそのトーンで続くとは思いますが、少なくとも私が受けた感覚では「投げた」という感じですか。もしあの時点で統合をやりたかったのであれば、「統合検討協議会」にすればよかったわけですので、そのところはちょっと違うかな、と思います。

I委員 次につなげるという意味でも、お話ししたいと思います。教育委員会が学校に統合の話を持ってこられ、賛成反対を採って、P T Aはご納得されませんでした、それ以前に、たとえば制度的なものでもなんでも、私たちに持ってくる前に、これだけ人数が減ってしまった。こういう状況をとらえて、では制度的に、それが原因だとすれば学校選択制度をどういう形にするのか。私たち教育委員会事務局も受入数を調整するなどできる限りの努力をしてきましたが、それでも人数が戻らないという状況ですのでP T Aの話をお聞きしましょう、ということであれば、それでもだめなんだと思えます。そうすれば今度は未就学児の保護者の意識の問題であったり、いろいろなことが関係してきます。そういうことを、今後につなげるというのははじめにいったことだと思いますので、私の目から見れば知らないことですが、もっと知ってくださったらと思うのです。今後は、いままで話し合ってきた中で出た、バランス化を図ろうとか、制度を何とかしようとか、いろいろなことをやってみて、それでもうまくいかなかったらそのとき考えていただき、P T Aの意見も聞いていただきたいです。新宿方式で統合協議会設置の可否を問う以前に、状況を改善する何かの動きをしていただきたい。

それを報告していただければ、PTAはもっと意見も言えるし、違った形で話ができただけではないかと、ずっと思っていました。私たちに話を持ってこられても、教育の専門家ではありませんし、制度を変えることもできません。人数が減ってしまったことについて、この方法はどうだったのかと検証してみてもよいのかなと思っています。ただE委員さんがおっしゃったように、ここでの話はとても意味があったと思います。

D委員 そろそろ8時近くになってきました。一方で4、5、6をまとめるには、次回1回の協議会だけでは厳しいように思います。事務局から何か提案はありませんか。

事務局 いままで2度ほど、懇談会のような形で話し合いをしていただいたかと思いますが、もし日程調整が可能であれば調整させていただいて、次回の協議会までに開催するというのも一つの手であると思います。委員の数も限られていますので、そのような場が持てるかどうかについて調整させていただきたいです。

D委員 最初に、今回いただいたご意見をもとに、4、5、6の原案を作っていただければ大変ありがたいと思います。そして、5月の協議会の前に懇談会を開催するかについては、事務局にご判断いただきたいと思います。

K委員 誤解を受けてしまうのはよくないので、一つ補足をさせていただきます。先ほど申し上げたのは、要望書に書くのは反対ですといった意味では全くありません。要望書という意味で、現場で実際にやってこられた方はこう思った、こう受け止めているということを書かれることは全く問題ありません。

A委員 スピード化のことで確認させていただきますが、中に懇談会を1回入れてでも6月に、という話が先ほどから出ていますが、やはり区役所として、ポイントとしては来年4月の江戸川小の入学人数を少しでも増やすことを考えていくなれば、ここでの最終的な要望が、できるだけ早いほうが効果的だ、という認識でよろしいでしょうか。

K委員 そう思います。

A委員 であるならば、皆さん急いでやりましょう、ということになると思います。

D委員 趣旨としては、合意書の作成を6月まで延ばすのではなく、5月中にきっちりまとめましょうということだと思います。

K委員 学校説明会のときに、こうしますよ、とすることができるのが一番よいと思います。

A委員 学校説明会のときは、適正配置のことまで言うだけであればありがたいです。そのときは、もう統合はなくなりましたという話だと思いますが、説明会だけでなく、区役所の中でいろいろなことを決めていくにあたって、少しでも早いほうがよい、ということです。

N委員 私もちよっと気になるのですが、今後の適正配置のあり方と統合等検討協議会の総括が、6月の学校説明会に間に合わなくてはいけないのでしょうか。1か月ぐらい延びても、統合がなくなったことは事実としてあるので、急いで6月に総括を含めた結論を出す必要はないのではないのでしょうか。

D委員 事務局いかがですか。

事務局 一つはご相談ですが、これは要望書ですので、こちらでこうしたらよいということは、

本来はよくないことだと思います。そのうえで、今までの議論を聞いた感想ですが、4と5、今後のあり方と総括というのは、非常にその題名が重たい感じがします。事務局の思いとしては、一つの方向性に皆さんが合意しないと書けないというような重たいものは考えていません。ある人はこう言ったが、またある人は違うことを言ったというように、両論併記でよいのではないか、いろんな考え方があって、こんな課題があるということが明らかになり、その処方箋までなくてもよいのではないかと考えています。委員一人ひとりの自由な意見を、2や3のように書くなど、これだけの議論を今までしてきましたので、一つにまとめて残りは書かないというのではなく、一見矛盾するようなことも残しておきたいと考えています。最後の事務連絡で申し上げようと思っていましたが、とりまとめるにあたって、こちらで考えて作るものではありませんので、再度皆さんから口頭またはメモでも構いませんので、ご意見をいただいて、それを入れてお返しし、たとえば懇談会などで意見交換をするというようにしていきたいと考えています。

もう一つは、それを前提にして、全体で要望書となります。手続きにも優先順位がありますので、やはり早くいただいたほうが、教育委員会も決して小さな組織ではございませんし、たとえば施設修繕にしても、選択制にしても、私は担当課長ではありませんので、早めにいただいてとりまとめていただければ、いろんなところに説明もできます。そういう意味ではスピード感を持って、24年度が大事だということであれば1日でも早いほうが、こちらの立場としてはありがたいということです。

F委員 2ページの2番「江戸川小の児童増のための方策」のところで3つの視点がありますが、これをすぐ全部できるかというできないものも多くあると思います。その中で、「学校選択制度等の諸制度の見直し及びその運用の改善」というのは、やはり6月くらいまでにきっちりとした形で出さないと、どのような形で見直しを進めていけるのかは分かりませんが、24年度の入学につながらないと思います。そういう意味では、多少苦労はしてでも早めにまとめてお出しの方がよいのではないかと思います。

L委員 学校を預かる立場としてのお願いですが、よりよい教育環境の整備ということを考えたとき、これ以上期間が延びると我々が教育委員会に要望を出すのが遅れてしまい、実施が1年先に延びてしまうという問題もあります。十分議論をする必要性も分かりますが、やはり一定の時期に方向性を固めないと全てが後手後手になってしまう、ということを危惧していますので、ぜひ早い時期にお願いできたらと思います。

G委員 24年度に入学するお子さんのために急いでいるわけですが、その保護者の方に説明するにあたり、一番言えるのは「統合はしない」「今までどおり」ということだけで終わってしまうような気がします。後で学校選択制度の見直し等の要望書を出してすぐ、6月までにまとめて一か月の間にこういうことはやめて、これはすぐやりましょうと、我々の細かい要望よりも行政で行っていただきたい見直しや適正の問題が早めに出ないと、24年度でも募集人員増加ということにはつながらないと感じました。24年度を早く決めて早く説明するのには、もう少し細かいことまでまとめて、校長先生などが説明できるような体制が一か月でできる

かどうか不安です。

K委員 最初のご質問にあったようにできるものもあれば、できないものもあります。ただ1日でも早ければ早いほど、できることは多くなっていく可能性があるということだと思います。

D委員 学校選択制度など諸制度の見直しについても、すぐにできるものがある。そのような期待を持ってよいということでしょうか。

G委員 特にそれが重要だと思っています。即効性があるもの、その他はちょっと時間がかかる要望だとは思いますが。

K委員 今の段階で、何がどこまでとはいづらいのですが、大きく教育環境が変わっているということもありますので、学校選択制度についても工夫できるところはないかどうか、ということを考えています。そのようなことを具体的に進めていくためにも、ここでの結論を早くお出しただいたほうがよいかと思えます。

D委員 4、5、6について皆さんご意見がありましたら、ぜひ事務局にお知らせいただきたいと思えます。それをベースに、事務局の方で原案を作成いただきたいと思えます。事務局の方であと何かありますか。

事務局 1ページ目の下に第10回協議会の日程が組まれています。それでよろしいかどうかと、懇談会を開催するならば、協議会より前ということになりますので、少々お時間をいただいて、できれば懇談会に間に合うような形でご意見をいただければと思えます。

D委員 次回は5月19日(木)午後6時30分から、議題は本日と同じ「要望書の検討について」になります。また、今回の「協議会だより」について、何かご意見はありませんか。

事務局 「協議会だより」については協議会で作るものではありませんが、結論から申し上げますと、本日の分については、作成して配布しないほうがよいと思えます。逆に、5月になりましたらとりまとめたものを最終号として配布し、代わりに「広報しんじゅく」等に、統合しないという結果を出すということにしたいと思えます。理由としては、この協議会だよりは約1000部作成・配布していますが、今日の内容を配られた方が読んで「何なんだろう」と思うだろうということもあり、できれば今回は出さないほうがよいのではないかと思えますので、皆さんのご意見を賜りたいと思えます。

D委員 新たに決まったこと、または周知すべきことがあれば、協議会だよりを出す意義があると思えます。そうでなければ、次回まとめて出すという方策もあると思えます。

F委員 その方がよろしいかと思えます。まだはっきりしないものをお出しするよりも、しっかりした形で、教育委員会に提出する要望書がまとまってからの方がよいかと。

D委員 それでは、今回は協議会だよりを出さないということでもよろしいでしょうか。予定時間を10分ほど過ぎましたが、これで今日の統合等検討協議会を終了したいと思います。長い間ありがとうございました。

(20:10 終了)